

盛岡市女性人材リスト管理運用要領

(平成 17 年 3 月 18 日企画部長決裁)

改正 平成 17 年 10 月 11 日

改正 平成 24 年 4 月 13 日

改正 平成 25 年 4 月 15 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 令和元年 7 月 17 日

改正 令和 3 年 2 月 2 日

改正 令和 7 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 この要領は、市の政策や方針決定過程、諸事業において、女性の参画を促進するために活用されることを目的に作成する盛岡市女性人材リスト（以下「女性人材リスト」という）について、管理運用に必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象者)

第 2 女性人材リストの登録対象者は、市内に居住、勤務若しくは通学し、又は市内で活動する 18 歳以上（高校生は除く）の女性で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 仕事や研究、芸術やスポーツなどの各種分野で専門知識や経験を有する者
- (2) 勤務先や各団体で社会活動やボランティア活動をしている者
- (3) 県や市の審議会等の委員又は研修会等の講師の経験を有する者
- (4) 市政や地域の発展に関心があり、市の審議会等又は市の諸事業において活動する意欲がある者
- (5) その他女性人材リストに登録することが適当と認められる者

(登録の方法)

第 3 市長は、対象者を女性人材リストに登録しようとするときは、盛岡市女性人材リスト登録書（様式 1）を対象者に提出させ、登録事項の利用及び提供について同意を得なければならない。

(登録の期間及び更新)

第 4 女性人材リストへの登録期間は、登録した日から起算して 4 年を経過した年度の 3 月 31 日までとする。

2 市長は、更新の際に引き続き対象者を女性人材リストに登録しようとするときは、登録事項の利用及び提供について登録書により改めて対象者から同意を得なければならない。

(登録事項の変更及び取消し)

第 5 市長は、女性人材リストの登録者から登録事項の変更又は削除の申出があったときは、速やかに応じるものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、女性人材リストの登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から登録の抹消の申出があったとき
- (2) 第2に掲げる要件に該当しなくなったとき
- (3) その他市長が登録の取消が必要と認めるとき

(活用)

第6 女性人材リストは、次の各号に掲げる場合において活用するものとする。

- (1) 市（市長部局、上下水道局、市立病院、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会、議会事務局をいう。以下同じ。）が設置する審議会等委員の選任にあたり情報を必要とするとき
- (2) 市が開催する研修会等講師の選任にあたり情報を必要とするとき
- (3) 市の諸事業において人材を必要とするとき
- (4) その他市長が必要と認めるとき

2 女性人材リストを活用しようとする課等の長は、女性人材リスト照会書（様式2）により市民協働推進課長に照会するものとする。

3 市民協働推進課長は、前項の照会があったときは、特に支障がない限り、女性人材リストに登録された事項について、当該照会に応じるものとする。

(情報管理)

第7 女性人材リストの活用にあたっては、個人情報保護管理規程に基づき適切に取り扱うものとする。

(管理運用)

第8 女性人材リストの管理運用は、市民部市民協働推進課男女共同参画推進室において行うものとする。